

日本認知症予防学会 エビデンス申請・認定・表示の規定（決定）

2026年2月15日
エビデンス委員会 委員長 森下竜一

- (1) エビデンス申請に際しては、既定の書式を以って添付資料（特定保健食品・機能性表示食品の場合、申請・届け出書類、それ以外の場合は、発表論文）と共に学会事務局に申し込む。
- (2) エビデンス審査の申請内容は、原則書面審査とし、必要な場合ヒアリングを実施する。
- (3) エビデンス審査申請の申請者は、当学会会員・賛助会員とし、有料とする（料金別途規定1）。
- (4) 臨床試験実施を伴うエビデンス申請は、別途エビデンス創出委員会で臨床試験実施の可否を議論して決定する。
- (5) 臨床試験実施が決定された申請は、臨床試験期間中に当学会に実施依頼料を支払う（料金別途規定2）。
- (6) 審査結果は5段階の認定グレード（プラチナ、ダイヤモンド、A,B,C）で判定し、申請者に通知される。A以上に関しては学会ホームページでも公表する。
- (7) 申請者（非営利団体・他学術団体、営利企業等）が、審査結果を商品等に表示したり、広告に使用したりする場合は事前に当学会に使用料を支払う（別途料金規定3）。
- (8) 申請者（営利企業等）が、審査結果を商品等に表示したり広告に使用したりする場合の認定グレードは、一般社会にも分かり易く★★★★★、★★★★★、★★★★、★★、★（プラチナからBまで）などと言った形でも可能である。またその場合に、当学会からは認定グレードの他に、保健機能食品以外は、提出された論文資料に基づいて商品表示可能な機能性も併せて認定する。
- (9) 申請者（営利企業等）が、審査結果を商品等に表示したり広告に使用したりする場合は、監督官庁に定められた法律（薬機法、景品表示法、食品表示法など）に合致しなければならない。

<別途料金規定>

		申請者		
		当学会員	賛助会員	
1	エビデンス審査申請時 (書面審査料)	20万円	30万円	臨床試験を伴うエビデンス創出審査の場合は、30万円
2	臨床試験実施時 (臨床試験実施料)	150万円 (積算根拠：会議費、多施設実施分、データ管理料、解析料)	200万円 (積算根拠：会議費、多施設実施分、データ管理料、解析料)	本金額は、最低金額であり、臨床試験の内容に異なる。
3	商品表示・広告時 (5年ごとに再審査)	30万円(年)	50万円	商品販売中止時には、その年度の支払いをもって、終了とする。また、更新無き場合は、その後の支払い不要とする。